

産業廃棄物処分業許可証

複

写

住所 秋田県秋田市新屋豊町4番30号

氏名 秋田協同清掃株式会社
代表取締役 松川 一浩

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

秋田市長 穂積



許可の年月日 令和3年9月16日

許可の有効年月日 令和8年9月2日

1. 事業の範囲

(裏面別表1のとおり)

2. 事業の用に供するすべての施設

(裏面別表2のとおり)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

変更許可年月日	: 平成10年11月2日	中間処理施設の追加
変更許可年月日	: 平成10年11月17日	中間処理の区分の追加
更新許可年月日	: 平成13年9月3日	
変更許可年月日	: 平成15年5月2日	中間処理施設、取扱う産業廃棄物の追加
許可証書換年月日	: 平成17年6月21日	中間処理施設の追加 (破碎施設No.3)
変更許可年月日	: 平成17年6月27日	中間処理施設の追加 (切断施設)
更新許可年月日	: 平成18年9月3日	
許可証書換年月日	: 平成20年3月27日	中間処理施設の追加 (破碎施設No.4)
許可証書換年月日	: 平成21年5月14日	代表者の変更による許可証書換え
変更許可年月日	: 平成21年7月9日	中間処理施設の追加 (破碎・圧縮固化施設)
許可証書換年月日	: 平成21年12月8日	脱水施設の駐機場所の変更による許可証書換え
変更許可年月日	: 平成22年2月15日	取り扱う種類の追加 (ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)
更新許可年月日	: 平成23年9月3日	
許可証書換年月日	: 平成24年4月23日	代表者の変更による許可証書換え
許可証書換年月日	: 平成26年3月7日	中間処理施設の一部廃止 (破碎施設No.4)
許可証書換年月日	: 平成26年5月7日	中間処理施設の追加 (破碎施設No.4)
変更許可年月日	: 平成28年8月31日	中間処理施設の一部変更 (破碎・圧縮固化施設)
更新許可年月日	: 平成28年9月15日	
許可証書換年月日	: 平成29年10月1日	水銀使用製品産業廃棄物等の記載事項追加による許可証書換え
更新許可年月日	: 令和3年9月16日	
変更許可年月日	: 令和3年11月15日	中間処理施設の追加 (圧縮施設)
許可証書換年月日	: 令和4年7月13日	脱水施設の駐機場所の変更による許可証書換え
許可証書換年月日	: 令和4年12月28日	中間処理施設の一部廃止 (溶融施設No.1) および追加 (破碎・溶融施設)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

(別表1)

施設の区分 種類	中間処理															
	破碎・溶融		溶融		脱水		破碎				切断		破碎・圧縮固化		圧縮	
	取扱	特記事項	取扱	特記事項	取扱	特記事項	No. 1	No. 2	No. 3	特記事項	取扱	特記事項	取扱	特記事項	取扱	特記事項
燃え殻	×		×		×		×	×	×		×		×		×	
汚泥	×		×		○		×	×	×		×		×		×	
廃油	×		×		×		×	×	×		○	オイルエレメントに限る	×		×	
廃酸	×		×		×		×	×	×		×		×		×	
廃アルカリ	×		×		×		×	×	×		×		×		×	
廃プラスチック類	○	発泡スチロールに限る	○	発泡スチロールに限る	×		○	○	○	No. 1:発泡スチロールに限る No. 3:ペットボトルに限る	○	オイルエレメントに限る	○		○	ペットボトルに限る
紙くず	×		×		×		×	○	×		×		○		×	
木くず	×		×		×		×	○	×		×		○		×	
繊維くず	×		×		×		×	×	×		×		○		×	
動植物性残渣	×		×		×		×	×	×		×		×		×	
動物系固形不要物	×		×		×		×	×	×		×		×		×	
ゴムくず	×		×		×		×	×	×		×		×		×	
金属くず	×		×		×		×	○	×		○	オイルエレメントに限る	○		×	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず※	×		×		×		×	○	×		×		×		×	
鉋さい	×		×		×		×	×	×		×		×		×	
がれき類	×		×		×		×	×	×		×		×		×	
動物のふん尿	×		×		×		×	×	×		×		×		×	
動物の死体	×		×		×		×	×	×		×		×		×	
ばいじん	×		×		×		×	×	×		×		×		×	
政令第2条第13号に規定の産業廃棄物	×		×		×		×	×	×		×		×		×	
自動車等破碎物	×		×		×		×	×	×		×		×		×	
石綿含有産業廃棄物	×		×		×		×	×	×		×		×		×	
水銀使用製品産業廃棄物	×		×		×		×	×	×		×		×		×	
水銀含有ばいじん等	×		×		×		×	×	×		×		×		×	

以上取り扱う産業廃棄物は特別管理産業廃棄物であるものを除く。

【備考】・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「×」は取り扱うことができないものを示す。
※コンクリートくずにあつては、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。

(別表2)

施設の種類	設置場所 (駐機場所)	設置年月日 許可年月日 (又は設置届出年月日)	取扱品目		許可番号	備考
			処理能力	稼働時間等		
破碎・溶融施設	秋田県秋田市新屋豊町589-1	令和4年11月10日 許可対象外	廃プラスチック類(発泡スチロールに限る)	800kg/日 100kg/時・8時間/日	—	屋内
溶融施設	秋田県秋田市新屋豊町589-1	平成10年10月8日 許可対象外	廃プラスチック類(発泡スチロールに限る)	1.6t/日 200kg/時・8時間/日	—	屋内
脱水施設	秋田県秋田市新屋豊町589-1	平成8年10月4日 平成8年7月18日	汚泥	48m ³ /日 6m ³ /時・8時間/日	秋保-1887	移動式※1
破碎施設 No. 1	秋田県秋田市新屋豊町589-1	平成10年10月8日 許可対象外	廃プラスチック類(発泡スチロールに限る)	2.4t/日 300kg/時・8時間/日	—	屋内
破碎施設 No. 2	秋田県秋田市新屋豊町4-30	平成15年3月31日	木くず	12.0t/日 1.5t/時・8時間/日	秋田市産施 第12号	屋内
			紙くず	12.0t/日 1.5t/時・8時間/日		
		平成14年10月28日	金属くず	7.2t/日 0.9t/時・8時間/日		
		平成21年12月26日 許可対象外	廃プラスチック類	4.8t/日 0.6t/時・8時間/日		
		平成26年4月14日 平成26年3月27日	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	40.24t/日 5.03t/時・8時間/日	秋田市産施 第61号※2	屋内
破碎施設 No. 3	秋田県秋田市新屋豊町590-6	平成17年5月27日	廃プラスチック類(ペットボトルに限る)	3.2t/日 0.4t/時・8時間/日	—	屋内
切断施設	秋田県秋田市新屋豊町589-1	平成17年5月27日 許可対象外	廃プラスチック類、金属くず、廃油 (オイルエレメントに限る)	0.86t/日 108kg/時・8時間/日	—	屋内
破碎・圧縮固化施設	秋田県秋田市河辺戸島字七 曲台120-95	平成21年5月26日 平成28年8月16日	廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず	7.32t/日 610kg/時・12時間/日	秋田市産施 第69号※3	屋内
圧縮施設	秋田県秋田市新屋豊町582-5	令和3年8月24日 許可対象外	廃プラスチック類(ペットボトルに限る)	4.032t/日 0.504t/時・8時間/日	—	屋内

※1 移動式の脱水処理については、発生事業所内で行うこと。

※2 破碎施設(No. 2)と破碎施設(No. 3)との処理能力の合算で許可対象施設とする。

※3 破碎・圧縮固化施設は稼働時間の変更により、平成28年8月16日に新たに許可対象施設となった。